

税 制

〔 税制 〕

1. 令和2年度市税制一覧表

税目	区分	課税客体・納税義務者	賦課期日	賦課標準及び税率	申告期限	納期																																										
市民税 (個人)		市内に住所を有する個人の前年中の所得(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日	①均等割 3,500円 ②所得割 6% (税率) ③(県民税)均等割 2,200円 ④(県民税)所得割 4% (税率)	・個人申告書 3月15日 ・給与支払報告書 公的年金等支払報告書 2月1日	・普通徴収 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 11月2日 第4期 2月1日 ・特別徴収(給与)…毎月徴収分翌月10日 ・特別徴収(公的年金)…年金支払月の翌月10日(年6回)																																										
(法人)		市内に事務所または事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所または寮等を有する法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)	申告納付	①均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業員数</th> <th>税率</th> <th>資本金等の額</th> <th>従業員数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>360万円</td> <td>1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人超</td> <td>210万円</td> <td>1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td></td> <td></td> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> <td>50人以下</td> <td></td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人超</td> <td>48万円</td> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ②法人税割 12.1% (税率) 8.4% (税率)	資本金等の額	従業員数	税率	資本金等の額	従業員数	税率	50億円超	50人超	360万円	1千万円超	50人超	18万円	10億円超	50人超	210万円	1億円以下	50人以下	15万6千円	50億円以下			1千万円以下	50人超	14万4千円	10億円超	50人以下	49万2千円	50人以下		6万円	1億円超	50人超	48万円	上記以外の法人等			10億円以下	50人以下	19万2千円				・法人税申告期限	・申告納付
資本金等の額	従業員数	税率	資本金等の額	従業員数	税率																																											
50億円超	50人超	360万円	1千万円超	50人超	18万円																																											
10億円超	50人超	210万円	1億円以下	50人以下	15万6千円																																											
50億円以下			1千万円以下	50人超	14万4千円																																											
10億円超	50人以下	49万2千円	50人以下		6万円																																											
1億円超	50人超	48万円	上記以外の法人等																																													
10億円以下	50人以下	19万2千円																																														
固定資産税		土地 家屋 償却資産	該当固定資産の所有者 1月1日	・税率1.4/100 ・免税点 (土地) 30万円 20 〃 (償却資産) 150 〃	・償却資産 2月1日	第1期 4月30日 第2期 7月31日 第3期 12月28日 第4期 3月1日																																										
軽自動車税 種別割		原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	当該車の所有者または使用者 4月1日	原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 〃 50cc超90cc以下 2,000円 〃 90cc超125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 〃 その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 250cc超 6,000円 軽自動車二輪 125cc超250cc以下 3,600円 三輪及び四輪以上の軽自動車 別紙のとおり	・取得申告 納税義務の発生後15日以内 ・廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内	全期 5月31日																																										
軽自動車税 環境性能割		車両の通常の取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車(新車・中古車)	軽自動車を売買、贈与等により取得した者 取得時	環境性能割は市税となりますが、当分の間、県に納めていただくこととなります。環境性能割の税率や支払方法等に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 中予地方局 課税課(運輸支局駐在) 〒791-1113 愛媛県松山市森松町1075-2 自動車会館内 TEL 089-957-6621 FAX 089-957-6626 </div>																																												
市たばこ税		たばこの売渡し又は消費等	卸売販売業者等	申告納付	1,000本につき、5,692円(令和2年10月から6,122円)	毎月の販売につき翌月の末日までに申告納付																																										
入湯税		入 湯 客		申告納入	1人1日について150円	翌月15日 翌月15日																																										
交付金		・交付金…国地方公共団体の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年3月31日	算定標準額の1.4/100	毎年6月30日																																										

三輪及び四輪以上の軽自動車

最初の新規検査※により、現行税率、新税率、重課税率(平成28年度から)のいずれかの税率になります。

※最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用しようとするときに受ける検査です。検査年月は、自動車検査証(車検証)の上段の「初度検査年月」欄で確認できます。

初度検査が平成15年10月14日以前の車両の場合、検査年のみの記載で検査月が記載されていません。その場合は、その年の12月を検査年月とします。

車種区分		(1) 現行税率			(2) 新税率			(3) 重課税率		
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたもの(現在すでに所有している車両を含む)			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両(注1)【平成27年度から】			最初の新規検査から13年を経過した車両(注2)【平成28年度から】		
三輪		3,100円			3,900円			4,600円		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円		10,800円		12,900円			
		営業用	5,500円		6,900円		8,200円			
	貨物用	自家用	4,000円		5,000円		6,000円			
		営業用	3,000円		3,800円		4,500円			

(注1)・平成27年4月1日に最初の新規検査を受け登録された車両は、改正後の税率(平成27年度から課税)

・平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受け登録された車両は、改正後の税率(平成28年度から課税)

(注2)・平成28年度に重課税率が適用される車両は、自動車検査証(車検証)の初度検査年月が平成14年以前の車両

・電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車及び被けん引車は対象外

軽自動車税種別割のグリーン化特例について

令和元年度税制改正に伴い、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、適用基準を厳しくし、次のとおり軽自動車税種別割のグリーン化特例が2年間延長されます。

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに新規登録された軽四輪等(三輪以上の軽自動車)は、取得の翌年度分のみ軽自動車税が軽減されます。対象及び軽減割合は下表のとおりです。

H31.4.1~R3.3.31 取得分

< 軽乗用車 >

対象車	内容
電気自動車及び天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減)	税率を概ね75%軽減
令和2年度燃費基準+30%達成車	税率を概ね50%軽減
令和2年度燃費基準+10%達成車	税率を概ね25%軽減

< 軽貨物車 >

対象車	内容
電気自動車及び天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減)	税率を概ね75%軽減
平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

(注)電気自動車等を除き、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

軽減率と税率

車種区分		税率(年額)				
		標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

問合せ 本庁市民税課(第2別館2階) 諸税係 または各支所 住民サービス課

☎0898-36-1510 FAX0898-32-5211(代)